

答申第17号

答 申

1 審査会の結論

平成24年7月19日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求につき、実施機関が平成24年8月3日付けで行った存否応答拒否による公文書不開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関する開示請求の対象者（以下「対象者」という。）との間において異議申立人が所有する財産等の修繕に関し争いがあり、これについては、対象者に対し、強制執行が出来る旨の執行文が裁判所から提出されている。

異議申立人は、対象者に対し差押債権目録等の送達等を行いたいが、対象者が所在不明により連絡が取れないため、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年7月19日付けで「対象者に係る市民税課税システム（端末）の平成24年度（直近）給報情報から支払先の名称、住所、事業者番号、電話番号、軽自動車登録番号、所有者の住所、氏名」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対して、開示しない理由を次のとおり記載し、平成24年8月3日付けで存否応答拒否による公文書不開示決定（以下「本件処分」という）を行った。

ア 開示しない理由

当該文書の存否を明らかにすること自体が津市情報公開条例第7条第2号に該当し、個人の権利利益を害すると認められるため、また、当該文書が仮に存在するとしても、同号に該当し、個人の権利利益を害すると認められるため。

(3) 異議申立人は、平成24年8月14日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、部分開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

本件開示請求の異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

法的手段に応じない者の権利利益を保護する必要があるのか、また、個人情報の取扱いに関する基本方針では、「円滑な処理に関する事項から制度への過剰反応が生じ、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど過剰反応が生じている」とあるが、基本方針を基に条例化する中で、津市条例に万事こだわる必要があるのか。

4 実施機関の不開示理由説明

本件開示請求は、特定個人の課税資料等の開示を求めるものであり、公にすることで、条例第7条第2号に該当し、特定の個人が識別され、なお個人の権利利益を害すると認められることから開示しないものであるが、本件開示請求に関する文書の存在を明らかにすることが、本件開示請求に関する文書に含まれる個人情報を開示することとなり存否応答を拒否する不開示決定を行った。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

- (1) 対象者は自らの行為に責任を取ることなく、異議申立人の生活及び財産に未だ危害を及ぼしている。条例第7条第2号ただし書(イ)には、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することも可能となっており、このような人災被害を知りつつ実施機関が行った決定は誤っている。
- (2) 「個人情報の取扱に関する基本方針」の中では、いわゆる「制度への過剰反応」について記されているが、基本方針を基に条例化する中で津市条例に万事こだわり、事の重大性を親身に理解しているのか。この基本方針をどのように検討し当該事案を取り扱ったのか、また、公にすることにより対象者の権利利益を害すると判断した理由を求める。
- (3) 対象者の氏名、住所、所得の有無は開示を求めない。

6 審査会の判断

異議申立人は、異議申し立ての理由として、裁判所からの強制執行文が提出されているにもかかわらず法的手段に応じない者の権利利益を保護する実施機関の決定は誤りであり、また、「個人情報の取扱に関する基本方針(平成15年法律第15号)」をどのように捉え決定を行ったのかの理由を求めると述べている。

このことから、以下、条例に基づき不開示決定の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、異議申立人が請求した、対象者の市民税課税システムにおける給与支払報告書の各情報であるが、特定個人の給与支払報告書の存在の有無は、当該個

人の情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報であることは明らかである。また、軽自動車登録番号や軽自動車の所有者情報等といったものについても同様に当該個人の情報であることは明らかであるから条例第7条第2号に該当すると言える。

また、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取の中で、税務職員には、地方税法第22条により罰則規定が設けられているように、地方税に関する調査等、その業務において知り得た秘密について漏らしてはならないという守秘義務が課せられているとのことであるので参考までに申し添える。

(2) 存否応答拒否について

条例第10条は、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる旨を定めている。

本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人に係る給与支払報告書等の情報を求めるものであるが、当該文書が存在しているか否かを答えることは、対象者が給与所得を得ているか、軽自動車を保有しているかどうかといった事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。また、特定の個人の所得情報及び軽自動車の保有の有無等については、前述のとおり個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当することは明らかである。

なお、異議申立人が主張するように、対象者の氏名、住所、所得の有無は開示をしないこととしても、本件開示請求が特定の個人に係るものである以上、結果は同様であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月22日	諮問書の受付
平成24年10月 9日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成24年11月27日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行